

新 旧 対 照 表

新

高知県都市計画法施行細則(抜粋)

本則

(条例第13条の開発行為の基準)

第17条 条例第13条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 条例第13条第2号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア・イ 略

ウ 条例第7条第2号又は第3号の建築物にあっては、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

エ 略

(3) 条例第13条第3号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア～コ 略

サ 条例第7条第2号又は第3号の建築物にあっては、代替建築物を建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

(4)～(6) 略

(7) 条例第13条第7号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア・イ 略

旧

高知県都市計画法施行細則(抜粋)

本則

(条例第13条の開発行為の基準)

第17条 条例第13条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 条例第13条第2号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア・イ 略

ウ 条例第7条第2号又は第3号の建築物にあっては、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(ち)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

エ 略

(3) 条例第13条第3号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア～コ 略

サ 条例第7条第2号又は第3号の建築物にあっては、代替建築物を建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(ち)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

(4)～(6) 略

(7) 条例第13条第7号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア・イ 略

ウ 建築物の用途が、工場、事務所又は店舗であつて、かつ、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

エ 略

(8) 条例第13条第8号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア・イ 略

ウ 建築物の用途が、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(り)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途でないこと。

(申請書の提出部数)

第21条 条例第26条第1項第1号及び第2号並びに第3項に規定する書類(法第34条第13号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)、第35条の2第3項、第36条第1項及び第38条の規定により知事に提出すべき書類を除く。)の提出部数は、正本1部及び副本2部(区域区分が定められていない都市計画区域又は都市計画区域外の区域に関する書類のうち5ヘクタール以上の開発区域面積に係るものにあつては、3部)とする。この場合において、当該申請に係る土地の区域(次条において「施行区域」という。)が2以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数から1を減じた数を増すものとする。

(申請書等の経由)

第22条 条例第26条第1項第1号及び第2号並びに第3項並びに第8条、第13条の2及び第16条に規定する書類は、当該事務に係る施行区域を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該施行区域が2以上の市町村にわたるときは、それぞれの市町村長を経由しなければならない。

2 略

ウ 建築物の用途が、工場、事務所又は店舗であつて、かつ、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(ち)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途に供しないこと。

エ 略

(8) 条例第13条第8号に規定する開発行為 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア・イ 略

ウ 建築物の用途が、建築基準法別表第2(に)項第2号、第3号若しくは第4号、(ほ)項第2号若しくは第3号、(へ)項第3号又は(ち)項第2号若しくは第3号に掲げる用途その他これらに類する用途でないこと。

(申請書の提出部数)

第21条 条例第26条第1号及び第2号に規定する書類(法第34条第13号、第35条の2第3項、第36条第1項及び第38条の規定により知事に提出すべき書類を除く。)の提出部数は、正本1部及び副本2部(区域区分が定められていない都市計画区域又は都市計画区域外の区域に関する書類のうち5ヘクタール以上の開発区域面積に係るものにあつては、3部)とする。この場合において、当該申請に係る土地の区域(次条において「施行区域」という。)が2以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数から1を減じた数を増すものとする。

(申請書等の経由)

第22条 条例第26条第1号及び第2号並びに第8条、第13条の2及び第16条に規定する書類は、当該事務に係る施行区域を管轄する市町村長を経由して提出しなければならない。この場合において、当該施行区域が2以上の市町村にわたるときは、それぞれの市町村長を経由しなければならない。

2 略

(許可等の通知)

第 23 条 知事は、条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する書類(法第 36 条第 1 項                                の規定により知事に提出すべき書類を除く。)による申請又は届出について、許可若しくは不許可、承認若しくは不承認又は受理若しくは不受理をしたときは、当該申請又は届出をした者に通知するものとする。

2 略

(事務処理の特例)

第 24 条 条例第 26 条第 1 項第 3 号の規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)・(2) 略

別記第 1 号様式(第 6 条、第 15 条関係)

設計説明書

[別紙参照]

第 15 号様式(第 14 条関係)

開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書

[別紙参照]

第 21 号様式(第 25 条関係)

開発登録簿(調書)

[別紙参照]

(許可等の通知)

第 23 条 知事は、条例第 26 条第 1 号に規定する書類(法第 36 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により知事に提出すべき書類を除く。)による申請又は届出について、許可若しくは不許可、承認若しくは不承認又は受理若しくは不受理をしたときは、当該申請又は届出をした者に通知するものとする。

2 略

(事務処理の特例)

第 24 条 条例第 26 条第 3 号の規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

(1)・(2) 略

別記第 1 号様式(第 6 条、第 15 条関係)

設計説明書

[別紙参照]

第 15 号様式(第 14 条関係)

開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書

[別紙参照]

第 21 号様式(第 25 条関係)

開発登録簿(調書)

[別紙参照]



別記

第1号様式（第6条、第15条関係）

設 計 説 明 書															
1	開発目的		開発面積	(ヘクタール) 平方メートル				予定戸数		計画人口		人			
								戸		人					
2	設計方針	(1) 当該開発区域を選定した具体的理由 (2) 排水施設の放流先の状況及び排水方法 (3) 計画及び設計上特に留意した事項 (4) その他	土質	切土											
				盛土											
				土工量	総切土										立方メートル
					総盛土										立方メートル
					流用盛土										立方メートル
					搬入盛土										立方メートル
捨土										立方メートル					
3	区域及び区分		市街化区域・市街化調整区域・宅地造成等規制区域・用途地域（第一種低層住居専用・第二種低層住居専用・第一種中高層住居専用・第二種中高層住居専用・第一種住居・第二種住居・準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし）・防火地域・準防火地域・風致地区												
4	土地の現況	区分	宅地	農地				山林	公共用地			その他	合計		
		面積 (㎡)		田	畑	その他	計		道路	河川	その他	計			
		割合 (%)											100		
5	土地利用計画	区分	宅地				公共施設用地					その他	合計		
		面積 (㎡)	住宅用	利便施設用	工業・商業用	計	道路	河川・水路	公園	上下水道	緑地その他	計			
		割合 (%)											100		
6	公共施設の整備計画	区分	内容	延長	面積	管理者となるべき者	土地の帰属	備考							
		道路	道路幅	4.0m (法面 m)	m	㎡ ( )									
			( m)			㎡ ( )									
			( m)			㎡ ( )									
			( m)			㎡ ( )									
			( m)			㎡ ( )									
		河川	用水路	m～ m											
			排水路	m～ m											
		公園	( 箇所) ㎡												
		給水施設	管径 mm～ mm												
		下水施設	管径 mm～ mm												
緑地	( 箇所) ㎡														
その他															
消防施設	( 箇所)														
7	構造物の概要	開発区域外への取付道路の延長及び道路幅	(延長)	(道路幅)			注 1 1欄の「開発目的」は、宅地分譲、建て売り住宅、工場建設等の別を記入してください。 2 3欄は、該当するものの全てを○で囲んでください。 3 4欄の「農地」の「その他」は採草放牧地、原野等について記入し、「公共用地」の「その他」は道路及び河川以外の全ての公共用地について記入し、「その他」は宅地、農地、山林及び公共用地以外の全て（池沼等）について記入してください。 4 5欄の「宅地」の「利便施設用」は学校、郵便局、銀行、スーパーマーケット等について記入し、「公共施設用地」は法面等の部分を含めて記入し、「その他」は墓地等について記入してください。 5 6欄の「道路」は「面積」の上限に路面の面積を、下限に法面の面積を記入し、「その他」は学校、郵便局、交番等について記入し、「消防施設」は消火栓の箇所数等を記入してください。 6 8欄は、具体的に供給源からの施設経路を記入してください。 7 工区を分けて施行する場合は、全体についての設計説明書と各工区ごとの設計説明書を作成してください。 8 この用紙に書き切れないときは、別紙に記入して添えてください。 9 現況の平面図（縮尺1,000分の1以上）に公共施設の新旧の対照を表示して添えてください。								
		取付道路が接続する既設道路の路線名及び道路幅	m	m											
		計画道路の最高勾配		%											
		崖面保護擁壁の最高直高		m											
8	電気・水道・ガスの供給方法	暗渠排水溝最小内径		m											

第15号様式（第14条関係）

高知県知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号		年 月 日 高知県収入証紙 貼り付け欄
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕		
開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書		
建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の建築計画が都市計画法（第29条第1項・第29条第2項・第35条の2第1項・第41条第2項・第42条・第43条第1項・第53条第1項）の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。		
1 土地の所在、地番、地目及び面積	地目	面積 平方メートル
2 開発許可番号又は建築許可番号	年 月 日	第 号
3 区域及び区分	市街化区域	用途区域 第一種低層住居専用・第二種低層住居専用・第一種中高層住居専用・第二種中高層住居専用・第一種住居・第二種住居・準住居・田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
	市街化調整区域	
	その他の区域	
4 建築計画	開発行為	有 ・ 無
	用途	開発行為
	工事種別	建築面積
5 証明を必要とする内容及び理由		平方メートル

申請のあった上のことについて、  
 都市計画法第 条 の規定に基づき、  
 年 月 日付け 第 号により許可したことを証明します。

年 月 日

高知県知事

印

第15号様式（第14条関係）

高知県知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号		年 月 日 高知県収入証紙 貼り付け欄
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕		
開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書		
建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の建築計画が都市計画法（第29条第1項・第29条第2項・第35条の2第1項・第41条第2項・第42条・第43条第1項・第53条第1項）の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。		
1 土地の所在、地番、地目及び面積	地目	面積 平方メートル
2 開発許可番号又は建築許可番号	年 月 日	第 号
3 区域及び区分	市街化区域	用途区域 第一種低層住居専用・第二種低層住居専用・第一種中高層住居専用・第二種中高層住居専用・第一種住居・第二種住居・準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
	市街化調整区域	
	その他の区域	
4 建築計画	開発行為	有 ・ 無
	用途	開発行為
	工事種別	延べ面積
5 証明を必要とする内容及び理由		平方メートル 平方メートル 平方メートル

申請のあった上のことについて、

都市計画法第 条 の規定に基づき、  
 年 月 日付け 第 号により許可したことを証明します。

年 月 日

高知県知事



第21号様式（第25条関係）

開 発 登 録 簿 （ 調 書 ）											
								登録番号			
				市 町 村 名		番 号					
1 開 発 許 可	許可年月日	年 月 日		許可を受 けた者	住所又は主たる事 務所の所在地						
	許可番号	第 号			氏名又は名称及び 代表者の職・氏名						
2 承 継	承継承認 年月日	年 月 日		承 継 人	住所又は主たる事 務所の所在地						
	承認番号	第 号			氏名又は名称及び 代表者の職・氏名						
3	工事の着手 予定年月日	年 月 日		工事施行 者	住所又は主たる事 務所の所在地						
	工事の完了 予定年月日	年 月 日			氏名又は名称及び 代表者の職・氏名						
当 初 の 許 可	区域及び区分 市街化区域・市街化調整区域・宅地造成等規制区域・用途地域（第1種低層住居専用・第2種低層住居 専用・第1種中高層住居専用・第2種中高層住居専用・第1種住居・第2種住居・準住居・田園住居・ 近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし）・防火地域・準防火地域・風致地区										
	開発区域に含まれる地域の 名称			総面積	(ha) m <sup>2</sup>	工区別 面積	自己の居住又 は業務の用に 供するか否か の別		居住用・業務 用・その他		
予定建築物等 の用途											
都市計画法第 41条第1項の 規定に基づく 制限の内容											
条 件											
公 共 施 設 の 整 備 計 画											
		区 分	内 容	延長	面積	管理者とな るべき者	区 分	内 容	延長	面積	管理者とな るべき者
道 路		道 路	道路幅 4.0m <small>のり</small> (法面 m)	m	m <sup>2</sup> ( )		公 園	m <sup>2</sup> ( 箇所)			
			( m )				給水施設	管 径 mm~ mm			
			( m )				下水施設	管 径 mm~ mm			
			( m )				緑 地	m <sup>2</sup> ( 箇所)			
			( m )				そ の 他				
河 川		河 川	用水路	m~ m			消防施設	( 箇所)			
			排水路	m~ m							
電気・水道 ・ガスの供 給方法											
4 変 更 許 可	許可年月日	許可番号	変 更 の 内 容				条 件				
	年 月 日										
5 工 事 完 了 の 検 査	工 区 名	検 査 済 証 番 号	公 告 年 月 日	摘 要							
		年 月 日 第 号	年 月 日								
備 考											



第21号様式（第25条関係）

開 発 登 録 簿 （ 調 書 ）												
										登録番号		
										市町村 々	番 号	
1 開 発 許 可	許可年月日	年 月 日		許 可 受 け た 者	住所又は主たる事務所の所							
	許可番号	第 号			氏名又は名称及び代表者の							
2 承 継	承継承認年月日	年 月 日		承 継 人	住所又は主たる事務所の所							
	承認番号	第 号			氏名又は名称及び代表者の							
3 工 事 の 着 手	工事の着手	年 月 日		工 事 施 行 者	住所又は主たる事務所の所							
	工事の完了	年 月 日			氏名又は名称及び代表者の							
3 区 域 及 び 区 分	区域及び区分	市街化区域・市街化調整区域・宅地造成等規制区域・用途地域（第1種低層住居専用・第2種低層住居専用・第1種中高層住居専用・第2種中高層住居専用・第1種住居・第2種住居・準住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし）・防火地域・準防火地域・風致地区										
	開発区域に含まれる地域の		総面積	(ha)	工区別		自己の居住又は業務の用に供するか		居住用・業務用・その他			
4 予 定 建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	予定建築物等の用											
	都市計画法第41条第1項の規定に基づく制限											
5 条 件	条 件											
	公共施設の整備計画	区分	内 容	延 長	面 積	管理者となる	区分	内 容	延 長	面 積	管理者となる	
5 工 事 完 了 の 検 査	河 川	用 水 路 排 水 路	道路幅	4.0	m	m	m <sup>2</sup>	( )	公園	m <sup>2</sup>	( )	管 径
			( )	m	-	-	-	給水施設	管 径			
5 工 事 完 了 の 検 査	河 川	用 水 路 排 水 路	( )	m	-	-	-	下水施設	管 径			
			( )	m	-	-	-	緑地	m <sup>2</sup>	( )	管 径	
5 工 事 完 了 の 検 査	河 川	用 水 路 排 水 路	( )	m	-	-	-	その他	( )	管 径		
			m~	m				消防施設	( )	管 径		
6 電 気 ・ 水 道 ・ ガ ス の 施 設	河 川	用 水 路 排 水 路	m~	m								
			m~	m								
7 変 更 許 可	許可年月日	許可番号	変 更 の 内 容				条 件					
	年 月 日											
8 備 考	工区名	検査済証番号	公告年月日	摘 要								
		年 月 日 第 号	年 月 日									